

高齢者等虐待防止マニュアル

合同会社フリーフリーダム

ヴィータケア

来歴

日付	来歴
令和6年9月1日	新規制定
令和 年 月 日	改定

1. 本マニュアル作成の目的と基本的考え方

本マニュアルは、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者がサービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。虐待は人権侵害であり、犯罪行為という意識のもと、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本マニュアルを遵守して、福祉の増進に努めることとする。また、事業所内における高齢者・障害者虐待を防止するため、職員への研修を実施する。

2. 虐待の定義

本マニュアルにおける虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

① 身体的虐待	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
② 介護・世話の放棄・放任	利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。
③ 心理的虐待	利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④ 性的虐待	利用者にわいせつな行為をすること又は利用者に対してわいせつな行為をさせること。
⑤ 経済的虐待	利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会の設置及び組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案(以下「虐待等」という。)の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止委員会」(以下「委員会」という。)を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

- (1) 設置の目的
虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。
- (2) 虐待防止委員会の構成委員
・委員長は代表が務める。
・委員会の委員は、代表、サービス提供責任者、訪問介護員とする。
- (3) 虐待防止委員会の開催
・委員会は代表の招集より年1回以上開催する。
・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。
- (4) 虐待防止委員会の審議事項
 - ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
 - ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
 - ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
 - ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
 - ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
 - ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること
- (5) 虐待防止の担当の選任
虐待防止の担当者はサービス提供責任者とする。

4. 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施(年1回以上)
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、3(5)で定められた虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情等解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を代表に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように、事業所内等に備え付ける。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。